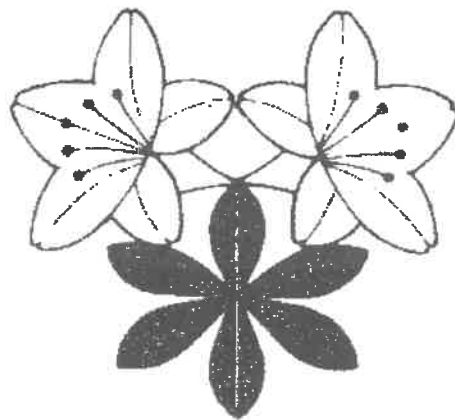


令和 2 年度

(2 0 2 0 年度)

愛護活動概要



伊丹市立少年愛護センター

は じ め に

平素より、青少年の健全育成に深いご理解と格別のご支援ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、令和2年度は新型コロナに翻弄された年となりました。緊急事態宣言が何度も発令され、事業や行事が中止となりました。青少年にとっても、外出が制限され、学校においても行事が中止または縮小を余儀なくされました。コロナが子どもたちの活動にまで影響を与え、学校への行き渋りや不登校が増加しました。当センターにおける「悩みの相談電話」でも不登校や行き渋りの相談が増加しました。この状況を打開するためには、子どもたちに居場所を確保することだと内閣府が発行した「子ども若者白書」にも記載されています。学校・家庭・地域が子どもたちの居場所となるよう、まずはコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することだと考えます。コロナ禍で人との関わりが制限されている中、どのような支援が子どもたちにとって効果的なのか我々青少年に関わる大人が考えていかななくてはなりません。

少年愛護センターでは、子どもたちの安心安全な社会環境づくりを推進していくため、今後も関係機関・団体をはじめ多くの市民の皆様方と連携して諸事業に取り組んで参ります。

「愛護活動概要」は、少年愛護センターの活動をまとめたものです。ご一読いただき、今後の取組に役立てていただければ幸いです。

最後になりましたが、「愛護活動概要」の発行に際しまして、少年補導委員の方々や関係団体の皆様方にご協力いただきましたことをお礼申し上げます。

伊丹市立少年愛護センター
所長 秋山 宏之

目 次

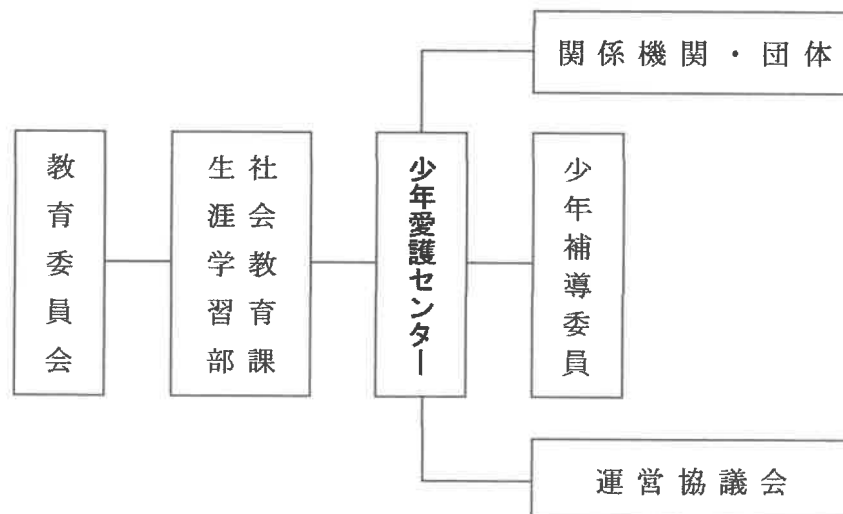
I	伊丹市立少年愛護センター概要	1
II	伊丹市立少年愛護センター沿革	3
III	令和2年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容	7
IV	令和2年度 活動状況	
1.	行事の経過	9
2.	広報・啓発活動	13
(1)	センター通信・啓発チラシ等の配布	
(2)	広報車による啓発	
(3)	DVD・ビデオテープ等の貸し出し	
(4)	令和元年度「愛護活動概要」の配布	
(5)	その他	
3.	補導活動	15
(1)	街頭補導状況（17小学校区）	
(2)	特別街頭補導	
(3)	広域街頭補導	
4.	相談活動	19
(1)	電話相談	
(2)	来所相談	
(3)	メール相談	
5.	健全育成活動	24
(1)	学校補導連絡会	
(2)	愛護補導連絡会	
(3)	地区懇談会等への参加	
6.	環境浄化活動	25
(1)	有害環境の浄化	
(2)	「青少年を守る店」運動の推進	
(3)	環境実態調査の実施	
7.	研修活動	29
8.	阪神北少年サポートセンターの活動	31
V	少年補導委員手記	33
	伊丹市少年補導委員 花里ブロック	
VI	参考資料	
	伊丹市立少年愛護センター条例	34
	伊丹市立少年愛護センター条例施行規則	35

伊丹市少年補導委員要綱	36
非行防止等啓発チラシ「見逃さないで子どものサイン」(カラー・A4)	37
「環境浄化・非行防止」ポスター「みんなでつもう非行の芽」(カラー・B3)	38
「なやみの相談」クリアファイル	39
「なやみの相談」手渡しカード、「青少年を守る店」協力店ステッカー	40
家庭のしつけ 10 ポイント	41

I 伊丹市立少年愛護センター概要

1. 名 称 伊丹市立少年愛護センター
2. 設 立 年 月 日 昭和 38 年 9 月 5 日
3. 主 管 部 局 伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課
4. 人 口 198,141 人（令和 3 年 4 月 1 日現在推計）
男子 95,638 人 女子 102,503 人
5. 青 少 年 人 口 35,104 人（18 才未満）（令和 3 年 4 月 1 日現在推計）
男子 17,783 人 女子 17,321 人
6. 市 域 面 積 25.09 k m²
7. 学 校 小学校 17 中学校 8 高等学校 5（県立 4・市立 1）
特別支援学校 3（県立 2・市立 1）
8. センター施設 併設
専用面積 58.56 m²（平成 17 年 12 月電話相談室増設）
平成 9 年 12 月 25 日 現在地に移転
伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
事務室（専用）
電話相談室（専用） 会議室他（共用）
平成 11 年 4 月 1 日、事務室を増設し、兵庫県警察本部阪神北少年サポートセンターを併置（13.20 m²）
（平成 12 年 3 月、阪神北少年サポートセンター、少年補導職員 1 名増員のため、事務室を修繕し、22.80 m²とする。平成 17 年 12 月相談室を含む、33.20 m²とする。）
9. 職 員 所長（専任）1 名 事務員（現職）1 名 社会教育指導員 3 名
事務補助 1 名 電話相談員 3 名
10. 運 営 協 議 会 協議会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命する。（条例施行規則 2 条）
任期は 2 年 委員数 15 人以内
【内訳】
(1) 関係行政機関の委員および職員
(2) 関係団体の代表
(3) 学校教育関係者
(4) 学識経験者

11. 機 構



12. センターの
主 な 事 業
- (1) 広報・啓発活動
 - (2) 補導活動
 - (3) 相談活動
 - (4) 環境浄化活動
 - (5) 健全育成活動
 - (6) 研修活動
 - (7) 関係機関および団体との連絡協調に関すること
 - (8) その他教育委員会が必要と認める事業
13. 少年補導委員
- 少年補導委員は、伊丹市少年補導委員要綱にもとづき、運営協議会の推薦により伊丹市教育委員会が委嘱する。自治会（民生委員児童委員を含む）・保護司より 135 名、中学校生徒指導担当より 8 人、計 144 人で任期は 2 年とし、その職務は次のとおりとする。
- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること
 - (2) 情報資料の収集報告に関すること
 - (3) その他青少年の非行に必要な業務に関すること

少年補導委員ブロック別人数

(令和 3 年 3 月末現在)

ブロック 内訳	伊 丹	稲 野	南	神 津	緑 丘	桜 台	天神 川	笹 原	瑞 穂	有 岡	花 里	昆 陽 里	摂 陽	鈴 原	萩 野	池 尻	鴻 池	計 (人)
男(人)	3	6	5	5	5	7	6	4	6	7	3	1	6	6	0	4	2	76
女(人)	7	3	5	1	2	1	4	6	2	0	4	5	0	0	8	3	4	55
計(人)	10	9	10	6	7	8	10	10	8	7	7	6	6	6	8	7	6	131

伊丹市少年補導委員活動地域



Ⅱ 伊丹市立少年愛護センター沿革

- 昭和38. 9 伊丹市少年補導所を開設。民生部の所管とし、事務所を伊丹市悠紀町 588 番地に置く。所長、職員 3 名、警察官 1 名配置。
39. 10 運営協議会設置要綱の制定。
39. 11 総理府より国庫補助対象の指定を受ける。
少年補導所規則の改正。
少年補導委員設置要綱の制定。少年補導委員の定員は 100 人以内、任期 1 年。
40. 9 少年補導センター運営要綱の制定。
少年補導センター補助金交付要綱の制定。
40. 7 庁舎を伊丹字西ノ町 496 番地に移転。
41. 4 伊丹市少年補導所の名称を伊丹市立少年愛護センターと改称。
教育委員会の所管とし、青少年課長が所長を兼務。職員 1 名増員。
41. 5 少年愛護センターの設置規則の制定。
41. 11 伊丹市少年補導協会創立。
42. 4 少年補導委員の業務上の障害補償制度を実施。
43. 3 青少年課長の所長兼務を解き、専任の所長を置く。
43. 6 有害図書回収用白ポスト設置開始。
45. 4 少年補導委員の任期を、従来の 1 年から 2 年に改める。
指導主事 1 名配置され、職員 6 名となる。
45. 11 青少年課長が所長兼務となる。
46. 5 運営委員を 1 名、保護司より委嘱、14 名となる。
47. 4 少年補導委員の定員を 150 人以内に増員。
48. 4 指導主事 1 名減員。
49. 11 伊丹市立少年愛護センター条例の制定。
庁舎を伊丹市伊丹字溝口 70 番地（旧税務署跡）に移転。
補導委員制度発足 10 周年記念式典挙行。
49. 12 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則制定。
51. 2 住居表示変更により、伊丹市宮ノ前 1 丁目 1 番 30 号となる。
51. 3 少年補導委員の定員を 160 人以内に増員。
53. 7 非行防止「少年を守る店」指定。
54. 3 悩みの電話相談を受け始める。
54. 4 指導員 1 名増員。
55. 11 移動センターとして毎月 2 地区開設。
56. 4 青少年悩みの電話相談開設、相談員 1 名配置。
58. 4 すこやかテレフォン開設、相談員(民間より)3 名委嘱。
59. 7 伊丹市青少年を守る店連絡協議会創立。
61. 3 庁舎を伊丹市御願塚 6 丁目 1 番 1 号に移転。
61. 4 伊丹市立少年愛護センター開所式。
62. 1 伊丹市少年補導協会創立 20 周年記念式典挙行。
63. 4 事務吏員 1 名増員、指導員 1 名減員。
- 平成元. 4 指導主事 1 名配置、事務吏員 1 名減員。
「センター通信」1 号発行。

- 2. 4 少年進路相談員制度開設。
- 3. 4 少年進路相談員制度全中学校区に開設。
- 4. 4 事務補助 1 名置く。
- 4. 5 青少年育成環境浄化ローラー作戦の活動開始。
伊丹市少年補導協会創立 25 周年記念式典挙行。
- 4. 11 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則一部改正による付則 3 追記。
- 5. 5 地域巡回による有害広告点検活動開始。
- 5. 7 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
- 6. 5 伊丹市少年補導協会の名称を伊丹市少年育成協会と改称。
- 6. 10 伊丹市において第 27 回兵庫県青少年補導委員研修会開催。
- 6. 11 伊丹市において四市合同広域補導研修会開催。
- 7. 1 阪神淡路大震災発生。
- 7. 4 伊丹市少年補導委員制度 30 周年記念功労賞受賞式開催。
- 7. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会開催。
- 8. 8 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
- 9. 6 指導員 1 名増員。
- 9. 8 ツーショットダイヤルカード自動販売機撤去要請活動行動計画の策定と市民運動の展開。法・条例の規定整備の意見書を内閣・知事宛に送付。
- 9. 12 伊丹市立少年愛護センター電話相談事業相談員要綱を制定。相談員として、教育関係 2 名、福祉関係 1 名に委嘱状交付。
関係機関との連携強化を図るため、伊丹市千僧 1 丁目 1 番地(伊丹市立総合教育・少年愛護センター3 階)に移転。位置変更のため伊丹市立少年愛護センター条例を改正。
- 10. 4 指導員 1 名減員。
- 10. 4 伊丹市少年補導委員連合会会則の一部が改正され、顧問がおかれる。
- 10. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを展開、麻薬・覚せい剤乱用防止センターからキャラバンカーを招致、CATV・FM いたみ等で啓発。
- 10. 9 青少年の非行化防止と健全育成を一層充実するため、市長・教育長・少年補導委員連合会会長の陳述書を添え、少年補導所設置と常駐警察官配置方を兵庫県警察本部に願い出る。
- 11. 3 少年補導所の誘致がなり、事務室を増設。
- 11. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所(少年サポートセンター)を併置。2 名の警察官、3 名の補導職員(認定心理士)が配置される。また、管轄の 3 市 1 町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)の教育長が招待され開所式が行われる。
- 11. 5 平成 11 年度、兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を伊丹市で開く。
- 11. 5 伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会委員の選出区分別の人数規定を解く。
- 11. 6 指導員 1 名退職、指導員 1 名配置。
- 11. 7 シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを阪急伊丹駅にて 3 日間開催。
兵庫県警察本部「薬物乱用防止広報車」の公開、広報伊丹、CATV、パンフレット配布等で広報、啓発を実施。
- 11. 9 伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。

- 11. 11 伊丹市立少年愛護センター・阪神北少年補導所のインターネットホームページを開設。
- 12. 4 市の組織変更のため、青少年課少年愛護センターと改称。
- 13. 4 兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所に少年補導職員 1 名増員。事務室増設。
- 13. 12 「未成年者飲酒防止」キャンペーン実施。
- 14. 1 伊丹市少年育成協会創立 35 周年記念式典挙行。
- 14. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 14. 8 伊丹市において三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同広域補導研修会開催。
- 14. 10 伊丹市において阪神地区青少年健全育成大会兼青少年育成運動推進員研修会開催。
- 14. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 15. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
- 16. 6 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会(所長会)開催。
- 16. 11 青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。
- 17. 11 伊丹市少年補導委員実務研修会に阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会を兼ねて実施。
- 17. 12 電話相談室を開設。
- 17. 12 兵庫県警察本部少年課阪神北少年サポートセンター相談室増設。
- 18. 4 市の組織変更のため、社会教育課少年愛護センターと改称。
- 19. 4 指導員 1 名増員。
- 19. 7 夜間(午後 9 時以降)特別補導実施(夏・冬)。
- 20. 10 伊丹市において第 41 回兵庫県青少年補導委員大会・研修会を開催。
- 21. 5 伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を開催。
- 21. 10 伊丹市において阪神 7 市 1 町合同補導委員研修会を開催。
- 22. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 22. 10 イオンモール伊丹周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 23. 7 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」横断幕を JR 伊丹駅前、阪急伊丹駅前に 1 ヶ月間設置。
- 23. 11 「子ども・若者育成支援強調月間」横断幕を阪急伊丹駅前東西 2 箇所に 1 ヶ月間設置。
- 25. 1 イオンモール伊丹昆陽周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
- 28. 5 伊丹市少年育成協会創立 50 周年記念総会
- 28. 10 伊丹市少年補導委員隣接ブロック合同補導実施。
- 29. 7 地域声かけ・見守りネットワーク事業実施。
- 30. 4 事務職員(再任用) 1 名減
- 30. 7 伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
- 31. 3 少年進路相談員制度廃止。

- 31. 3 電話相談員制度廃止
- 31. 3 夜間(午後 9 時以降)特別補導廃止
- 31. 5 平成から令和へ元号の変更
- 令和 2. 4 新型コロナウイルス感染拡大による、緊急事態宣言等発令により事業自粛。
 - 2. 4 電話相談事業の受付時間を【平日 10:00～17:30】に変更。
 - 3. 4 新型コロナ感染症対策のため各事業を縮小計画にて開催。

Ⅲ 令和２年度 伊丹市立少年愛護センター事業内容

事業名	事業目的	事業内容
広報啓発活動	青少年問題について広く市民へ周知し健全育成・非行防止への関心と意識をたかめる。	①広報車による啓発 （毎月10日 各小学校区 年間34回） ②懸垂幕・のぼりによる啓発（毎月10日） ③広報紙「センター通信」の発行（月1回）、ホームページ掲載 ④手渡しカードによる啓発 ⑤非行防止、薬物乱用防止、健全育成、電話相談等の啓発チラシ、ポスターの作成、配布及び掲示 ⑥DVD等、視聴覚教材の活用による啓発 ⑦「愛護活動概要」の発行（年1回） ⑧危険ドラッグ・大麻・覚醒剤等薬物乱用防止運動の実施 ⑨スマートフォン・携帯電話に関する問題についての啓発 ⑩青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月） 「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）に看板・横断幕による啓発
補導活動	地域の子どもは地域で守り育てるために、少年とのふれあいを大切にした街頭補導の充実を図る。	①地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の推進 ・一斉街頭補導（毎月10日） ・地区別街頭補導（月4回程度 各小学校区） ・近隣ブロック合同補導（9月～11月） ②特別補導（毎月繁華街補導、量販店内補導） ③広域補導（宝塚市、川西市との合同補導・情報交換） ④PTA連合会主催の全市一斉愛護パトロール（夏季・冬季）への協力 ⑤学校・PTA・警察・阪神北少年サポートセンターなど関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止 ⑥少年補導委員活動のPR
相談活動	学校および相談機関との連携を密にし、個々に応じた相談活動を充実する。	①子どもと保護者のなやみの相談 ・電話相談（月～金曜日 10:00～19:00 ※水曜日のみ～17:30 土曜日 13:00～17:00） ・来所相談（月～金曜日 10:00～17:00） 継続相談の強化 ・メール相談（随時） ②アウトリーチ型相談活動の実施

事業名	事業目的	事業内容
健全育成活動	学校や関係機関および地域の青少年育成団体などと連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	①愛護補導連絡会の開催（年2回） ・小学校、PTA、少年補導委員、阪神北少年サポートセンター、主任児童委員、量販店等による情報交換 ②学校補導連絡会の開催（年2回） ・中学校、PTA、少年補導委員、保護司、主任児童委員、阪神北少年サポートセンター等による情報交換 ③地区懇談会や地域行事への参加 ④少年補導委員連合会、少年育成協会、青少年を守る店連絡協議会と連携した地域ぐるみの健全育成活動
環境浄化活動	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえて、市民の理解と協力のもと、青少年にとって有害な環境の浄化を推進する。	①有害環境総点検活動の実施（10月～12月） ・市民と協働して、有害環境の改善に努める ・有害環境に負けない少年の育成に努める ②有害図書追放「白ポスト」運動の推進 ・白ポストによる有害図書類の回収（月1回） ③危険ドラッグ等の薬物及び有害図書、タバコ、刃物等の取扱業者・販売店に対する管理の徹底、青少年への販売自粛依頼 ④青少年の娯楽集場所や危険箇所の解消 ⑤447店の「青少年を守る店」協力店との連携による万引き等初発型非行防止の推進
研修活動	現況の少年問題に対応した研修を実施し、少年補導委員、少年進路相談員等の資質向上に努める。	①少年補導委員研修会（年2回 就任（実務）5月、人権1月） ②少年育成協会研修会（5月） ③青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会（6月） ④青少年健全育成研修会（11月） ⑤阪神地区、県等が主催する研修会への参加 ⑥少年補導委員管外研修
いじめ問題への対応	いじめ問題の状況を的確にとらえ積極的に問題解決に取り組む。	①相談活動の充実、関係機関との連携 ②「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」「伊丹市いじめ防止対策審議会」「伊丹市青少年問題協議会」との連携 ③学校訪問による状況把握

Ⅳ 令和２年度 活動状況

１．行事の経過

(１) 補導関係 ※一斉補導は、職員参加地区のみ記載

月	日	曜	行 事	場 所	備考
4	10	金	市内広報・一斉補導	(市内広報) 南・伊丹・稲野地区 (一斉補導) 天神川・花里地区	中止
5	11	月	市内広報・一斉補導	(市内広報) 瑞穂・桜台・神津地区 (一斉補導) 笹原・昆陽里地区	中止
6	10	水	市内広報・一斉補導	(市内広報) 有岡・天神川・緑丘地区 (一斉補導) 伊丹・瑞穂地区	
7	13	月	市内広報	(市内広報) 荻野・花里・笹原地区	
7	9	木	夏季市内一斉愛護パトロール	市内全域	中止
7	30	木	宝塚市・伊丹市少年補導委員 合同補導	イオンモール伊丹昆陽	中止
8	11	火	市内広報	(市内広報) 摂陽・昆陽里地区	
8	20	木	三市(伊丹市・宝塚市・川西市) 合同補導	川西能勢口駅およびその周辺	各市で開催
9	10	木	市内広報	(市内広報) 鴻池・鈴原・池尻地区	
9	24	木	川西市・伊丹市少年補導委員 合同補導	イオンモール伊丹	中止
10	9	金	市内広報	(市内広報) 神津・南・荻野地区 (一斉補導) 稲野・鴻池地区	
11	10	火	市内広報・一斉補導	(市内広報) 伊丹・稲野・有岡地区 (一斉補導) 南・池尻地区	
12	10	木	冬季市内一斉愛護パトロール	市内全域	中止
12	14	月	市内広報・一斉補導	(市内広報) 緑丘・天神川地区 (一斉補導) 摂陽地区	
1	8	金	市内広報・一斉補導	(市内広報) 摂陽・笹原・桜台地区 (一斉補導) 神津・荻野地区	
2	10	水	市内広報・一斉補導	(市内広報) 花里・瑞穂・鴻池地区 (一斉補導) 緑丘・鈴原地区	
3	9	火	市内広報・一斉補導	(市内広報) 池尻・昆陽里・鈴原地区 (一斉補導) 桜台・有岡地区	

※繁華街特別補導担当地区（イオン伊丹：イオンモール伊丹、イオン昆陽：イオンモール伊丹昆陽）

月	担当ブロック（場所）
4	
5	笹原（イオン昆陽）・鈴原（イオン伊丹）
6	池尻（イオン昆陽）
7	摂陽（イオン昆陽）・天神川（イオン伊丹）
8	鴻池（イオン伊丹）・有岡（イオン昆陽）
9	緑丘（イオン昆陽）・昆陽里（イオン伊丹）

月	担当ブロック（場所）
10	桜台（イオン伊丹）・瑞穂（イオン昆陽）
11	神津（イオン伊丹）・花里（イオン昆陽）
12	南（イオン昆陽）
1	稲野（イオン昆陽）
2	荻野（イオン伊丹）
3	伊丹（イオン昆陽）

（２）伊丹市少年補導委員連合会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	3	金	少年補導委員連合会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	7	火	少年補導委員連合会定例理事会	※書面開催
4	28	火	少年補導委員連合会総会	※書面開催
4	28	火	少年補導委員感謝状贈呈式・委嘱状 交付式	※新型コロナのため中止
5	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	※書面開催
5	14	木	少年補導委員就任研修会Ⅰ部Ⅱ部	※新型コロナのため中止
6	8	月	少年補導委員連合会定例理事会	※書面開催
6			少年補導委員会長・副会長管外研修	※新型コロナのため中止
7	7	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター多目的室
8	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター多目的室
9	7	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター講座室
10	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
11			少年補導委員管外研修	※新型コロナのため中止
12	7	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
1	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
1	20	水	少年補導委員人権全体研修会	※新型コロナのため中止
2	8	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室
3	5	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター会議室

(3) 伊丹市少年育成協会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	6	月	少年育成協会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
4	17	金	第1回少年育成協会常任理事会	※書面開催
5	29	金	少年育成協会総会・全体研修会	※総会は書面開催。研修会は中止
10	15	木	第2回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター多目的室
1	16	土	新年交歓会	※新型コロナのため中止

(4) 伊丹市青少年を守る店連絡協議会関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	7	火	青少年を守る店連絡協議会会計監査	伊丹市立総合教育センター図書室
6	23	火	第1回青少年を守る店連絡協議会役員会	※書面開催
6	23	火	青少年を守る店連絡協議会総会・量販店部会	※総会は書面開催。研修会は中止
11	13	金	青少年健全育成研修会	※新型コロナのため中止
2	15	月	第2回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター会議室

(5) 伊丹市立少年愛護センター運営協議会 会場：伊丹市立総合教育センター

① 7月15日（水）	② 3月22日（月）
------------	------------

(6) 有害図書回収

市内16ヶ所（10月から15ヶ所） 12回実施

① 4月24日（金）	⑤ 8月24日（月）	⑨ 12月18日（金）
② 5月25日（月）	⑥ 9月28日（月）	⑩ 1月25日（月）
③ 6月26日（金）	⑦ 10月26日（月）	⑪ 2月22日（月）
④ 7月27日（月）	⑧ 11月30日（金）	⑫ 3月26日（金）

(7) その他

月	日	曜	行 事	場 所
随 時			地区別街頭補導	各小学校区
			中学校区補導	各中学校区
			来所相談	少年愛護センター
			なやみの電話相談	少年愛護センター

(8) 隣接市・阪神・県・近畿関係

月	日	曜	行 事	場 所
4	9	木	第1回兵庫県青少年補導委員連合会会長・副会長会	※中止
4	14	火	青少年補導センター連絡会議（青少年課）	神戸市立青少年育成センター
5	8	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会・理事会	※書面開催
5	8	金	兵庫県青少年補導委員連合会総会・理事会	※書面開催
6	5	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	※中止
6	12	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会・総会	※中止
6	12	金	第65回阪神地区青少年補導センター連絡会	※中止
7	8	水	兵庫県青少年補導委員連合会会長副会長会	神戸市立青少年育成センター
7	10	金	阪神地区青少年補導委員連絡協議会川西大会・研修会	※中止
7	22	水	兵庫県青少年補導センター所長一日研修	神戸市立青少年育成センター
7	30	木	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	※中止
8	20	木	伊丹・宝塚・川西市少年補導委員合同補導	※中止
8	25	火	兵庫県青少年補導委員連合会運営委員会	伊丹市立総合教育センター
9	4	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会	赤穂市民会館
9	24	木	川西市・伊丹市少年補導委員合同補導	※中止
10	23	金	第53回兵庫県青少年補導委員大会・研修会	※中止
10	30	金	第50回近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会研修会	※書面開催 研修会は中止
11			県補導センター・県補連 所長・会長一日研修	※中止
2	5	金	兵庫県青少年補導委員連合会運営委員会・理事会	※中止
2	10	水	阪神地区青少年補導委員連絡協議会役員会	※中止
2	12	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会所長会	兵庫県中央労働センター
2	12	金	青少年補導センター所長研修会（青少年課）	兵庫県中央労働センター
3	3	水	兵庫県青少年補導委員連合会会長・副会長会	神戸市立青少年育成センター

2. 広報・啓発活動

(1) センター通信の配布

センター通信は、第一面に関係機関・団体や市内の高校生に依頼した青少年の非行防止及び健全育成に関する寄稿を掲載している。毎月、様々な分野で活躍されている方から幅広い視野で見た内容となっている。第二面には、毎月、少年補導委員から提出される補導活動報告書を集計した補導件数や特徴をまとめたもの、兵庫県警察本部から配信される防犯メールの内容及び少年愛護センターに寄せられる情報などをまとめて掲載し、地域に向けて防犯意識の高揚を図っている。

A4用紙（両面印刷）で、毎月、約5,500部印刷し、警察、各小・中・特別支援・高等学校及び、各校PTA、市内全自治会に配布するとともに、各種会合等で参加者に配布した。

（庁内はLANにて配信）

令和2年度分 373号から384号の主な内容は以下のとおりである。

① 第一面

NO. 373(4月号)	着任のごあいさつ	伊丹市立少年愛護センター所長	秋山 宏之
NO. 374(5月号)	子どもたちに明るい未来を	伊丹市立伊丹小学校長	森田 邦彦
NO. 375(6月号)	青少年の健全育成 ～新たな展開～	伊丹市教育委員会事務局生涯学習部長	村田 正則
NO. 376(7月号)	「新しい生活様式と幼稚園でしか出来ない生活」	伊丹市立みずほ幼稚園長	三好由起子
NO. 377(8月号)	豊かなことは幸せか？	伊丹小学校地区自治協議会子ども部長	樋口 正美
NO. 378(9月号)	少年の健全育成に向けた活動について	阪神北少年サポートセンター所長	河合 康裕
NO. 379(10月号)	言葉と向き合う	伊丹市立伊丹高等学校生徒会図書委員長	西久保涼葉
NO. 380(11月号)	少年補導委員として	伊丹市少年補導委員連合会副会長	古江健一郎
NO. 381(12月号)	子どもたちの未来のために今できることを～これからのPTA活動～	伊丹市PTA連合会会長	吉澤 嘉彦
NO. 382(1月号)	二十歳を迎えて	令和3年伊丹市二十歳の祝典実行委員会委員長	古久保 漣
NO. 383(2月号)	「つながり」を大切にした教育の推進	伊丹市立天王寺川中学校長	前田 徳三
NO. 384(3月号)	自尊感情	伊丹市教育長	木下 誠

② 第二面

毎月、その時々の特ピックスで大部分を占めるようにし、諸集計（補導件数、相談件数、白ポスト回収状況）は継続的に掲載している。また、第一面と同じように二色刷りを取り入れている。

(2) 啓発チラシ等の配布

啓発用チラシは、小・中学生を通じてその全家庭に配布したり、諸会合の資料として活用した。また、ポスターを市内掲示板等に掲示し、より多くの市民に啓発した。

令和2年度に配布または掲示したものは、次のようなものである。

- ・ 非行防止等啓発チラシ ----- 7月 13,000枚
配布先：小5年～中3年、量販店、守る店協力店
- ・ 「なやみの相談」クリアファイル ----- 7月 9,124枚
配布先：小1年・5年、特別支援学校、中学校全学年
- ・ 「なやみの相談」カード ----- 7月 7,538枚
配布先：小2年・3年・4年・6年

- ・「環境浄化・非行防止」ポスター作成配布 ----- 9月 430枚
配布先：小・中・特別支援学校及び市内5高校、量販店、伊丹遊技業組合
各自治会、市役所、市教委関係機関、守る店協力店、警察署、防犯協会等

（３）広報車による啓発

毎月10日に、広報車で青少年の非行防止と健全育成を啓発するメッセージを流しながら巡回し、青少年の健全育成・非行防止等について市民の理解と協力を呼びかけるとともに、電話や来所による相談についての広報を行った。

令和2年度は、各小学校ブロックごとに年間2回ずつ、センター職員と当該ブロックの少年補導委員（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員のみの場合もあり）が巡回し、広報活動を行った。

（４）DVD・ビデオテープ等の貸し出し

当センターの業務の一環として、青少年の健全育成・非行防止関係のDVD・ビデオテープを用意している。学校での生徒指導（薬物乱用教室、情報モラル教室等）や地区懇談会、愛護補導連絡会等にも活用されている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用回数は激減している。利用状況調査からみると、令和2年度は延べ4回、1,047人に視聴された。活用された主なものは、「スマホの安全な使い方教室」である。

（５）令和元年度「愛護活動概要」の配布

令和元年度「愛護活動概要」を119部作成し、少年育成協会法人・団体、青少年を守る店役員、少年補導委員理事、前少年進路相談員に配布した。

他市町の各補導センターにはホームページでの閲覧を依頼した。

（６）その他

横断幕等による啓発

- ・7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。
- ・11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に阪急伊丹駅、JR伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。

3. 補導活動

(1) 街頭補導状況 (17 小学校区)

※ [] 内は前年同期

市内 131 名の少年補導委員で、小学校区ごとに毎月 3 回、補導活動を実施している。幼児から高校生までの少年だけでなく、大人に対しても声かけやあいさつ等を積極的に行っている。

【声かけ・会話・あいさつ】 39,103人 [43,154人] -4,051人

コロナ感染防止により補導活動も自粛した影響から、幼児、小学生へのあいさつが増加した以外、「声かけ・会話等」及び「あいさつ」共に全般的に減少している。

【遊びに関すること】 387人 [124人] +263人

昨年度と比較し、3 倍と大幅に増加している。最も多かったのが大型量販店のゲームコーナーで遊びに興じる子どもたちへの声かけで、中でも幼児、小学生が最も多かった。

「その他」では、公園内でのボール遊びや、大音量で音楽を聴く迷惑行為、また、道路上でのスケートボード遊びが目立った。

【ぐ犯・不良行為】 2人 [15人] -13人

昨年と比較し大幅に減少した。2 人にあつては、ゲームコーナーで口論をしていた小学生を制止し注意したもの。

【交通に関すること】 969人 [1,009人] -40人

昨年よりやや減少している。最も多かったのは「横隊通行」と「自転車無灯火」で、全体の 8 割近くを占める。特に、小学生の下校時に道路いっぱいになって横隊通行するケースは以前から見られる問題で、事故に巻き込まれる可能性があり、早急に改善の必要がある。また、自転車の無灯火にあつては、大半を占めるのが大人で、自転車の二人乗りや信号無視でもやはり大人が最も多いなど、大人のルール違反行為が以前から目立っており、何らかの手立てが必要である。

令和2年度 補導活動集計

令和2年4月～令和3年3月

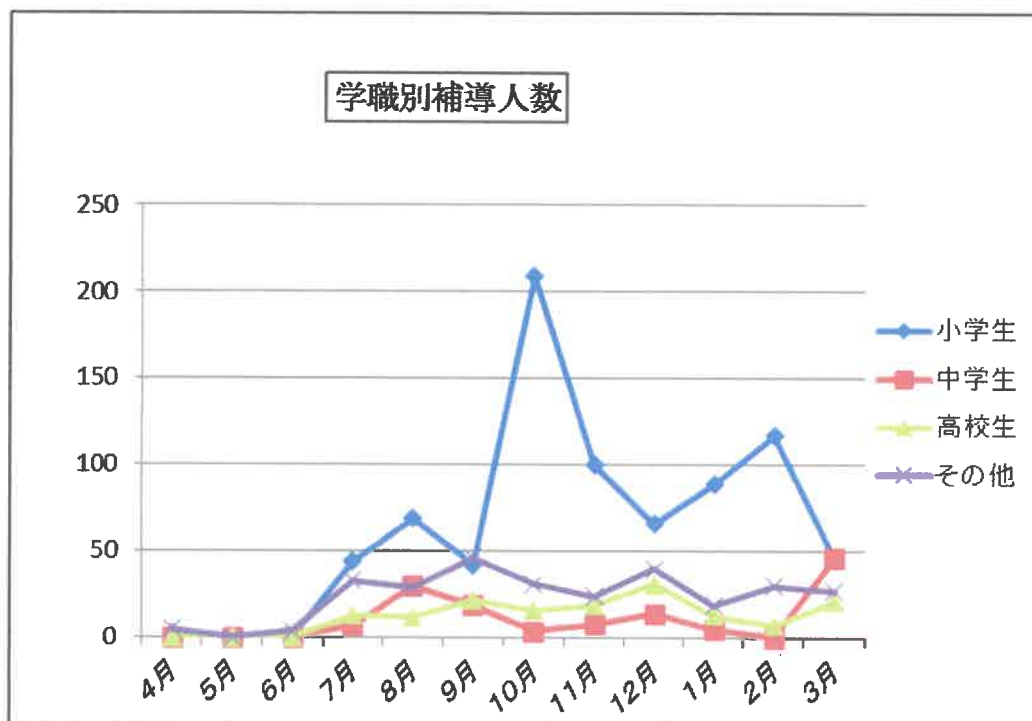
	幼小	中	高他	大人	合計	(前年度)
声かけ・会話等	9,449	695	368	2,048	12,560	(15,028)
	(10,068)	(1,050)	(605)	(3,305)	(15,028)	
あいさつ	18,858	1,629	1,393	4,663	26,543	(28,126)
	(15,721)	(2,631)	(1,880)	(7,894)	(28,126)	

遊びに関する こと	火遊び(花火等)	0	0	0	4	4	(0)
	公園、店等での迷惑行為	24	12	9	9	54	(44)
	ゲームセンター	76	38	28	24	166	(0)
	危険な遊び(エアガン等)	0	0	0	0	0	(0)
	その他	114	24	15	10	163	(80)
	計	214	74	52	47	387	(124)
		(72)	(28)	(15)	(9)	(124)	
ぐ 犯 ・ 不 良 行 為	喫煙	0	0	0	0	0	(0)
	シンナー・ボンド等	0	0	0	0	0	(0)
	夜遊び(午後8:00以降)	0	0	0	0	0	(15)
	飲酒	0	0	0	0	0	(0)
	けんか・乱暴	2	0	0	0	2	(0)
	怠学・怠業	0	0	0	0	0	(0)
	その他	0	0	0	0	0	(0)
	計	2	0	0	0	2	(15)
		(0)	(2)	(13)	(0)	(15)	
交 通 に 関 す る こ と	自転車二人乗り	20	14	25	32	91	(114)
	自転車無灯火	4	14	24	139	181	(521)
	信号無視	4	5	3	14	26	(78)
	横隊通行	497	21	34	11	563	(173)
	バイク等違反行為	0	3	2	2	7	(7)
	その他	42	2	14	43	101	(116)
	計	567	59	102	241	969	(1,009)
		(161)	(81)	(219)	(548)	(1,009)	
総 計		783	133	154	288	1,358	(1,148)

※高他…高校生、無職・有職少年など

()内は元年度同期

(単位:人)



(2) 特別街頭補導

通常、17 地区別街頭補導の他に、市内繁華街の補導と市内一斉補導活動や他市の団体との合同一斉補導の際に各ブロックに割り当てし補導を実施している。

しかし、令和 2 年度にあつては、J R 伊丹駅周辺、イオンモール伊丹昆陽店での繁華街特別補導や夏季や冬季に実施していた全市一斉愛護パトロールについても、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

(3) 広域街頭補導

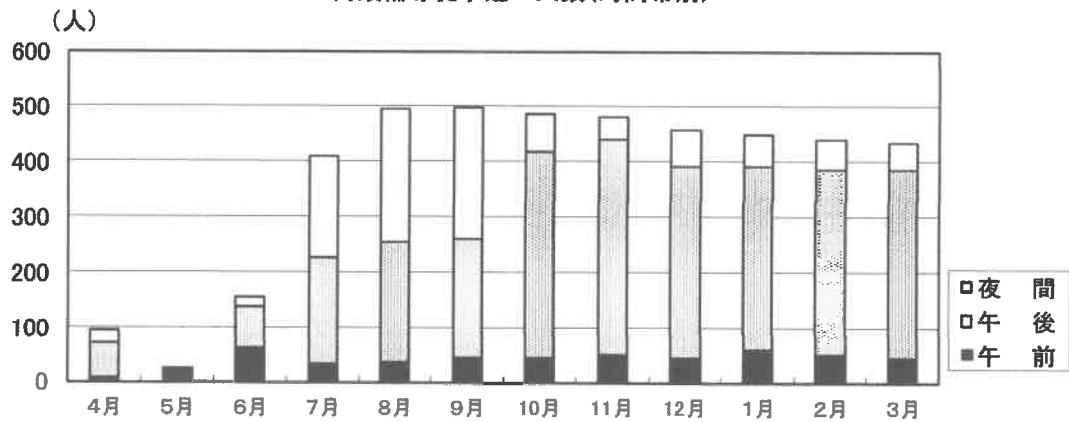
近隣市との合同補導

青少年のつながりが広域化しているため、例年、三市（宝塚市・伊丹市・川西市）合同補導、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導、川西市・伊丹市少年補導委員合同補導など、近隣市との合同補導を 3 回実施していたが、これについても、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

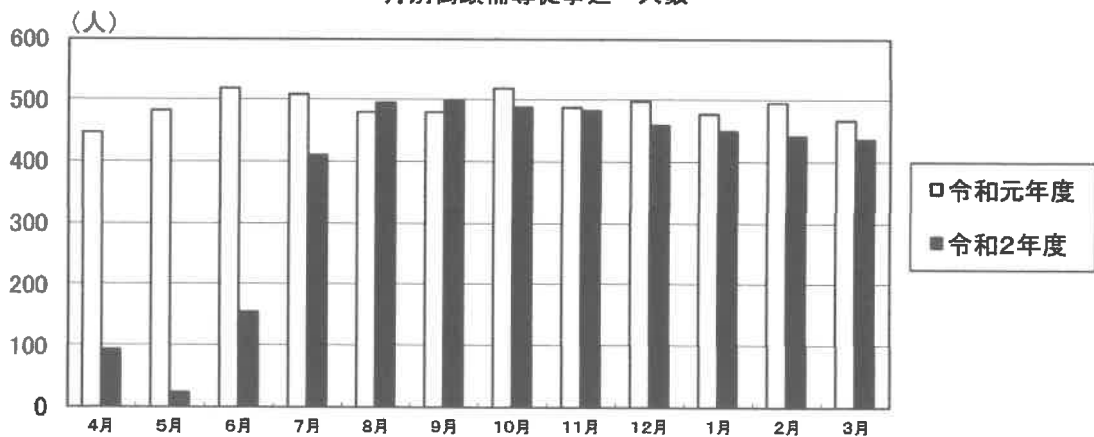
令和2年度 街頭補導從事延べ人数

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)	元年度
2年度	街頭補導從事延べ人数	午前	7	22	61	33	35	44	44	51	45	59	49	44	494	559
		午後	63	1	76	193	219	215	374	389	346	332	338	341	2,887	4,261
		夜間	23	0	18	183	242	240	69	42	68	59	53	50	1,047	1,041
		計	93	23	155	409	496	499	487	482	459	450	440	435	4,428	5,861
	補導回数(回)		23	9	54	109	138	134	130	140	128	137	130	143	1,275	
元年度	補導延べ(人数)		447	483	518	508	480	480	519	488	497	478	496	467	5,861	
	補導回数(回)		117	139	139	119	116	129	128	134	151	135	135	131	1,573	

街頭補導從事延べ人数(時間帯別)



月別街頭補導從事延べ人数



4. 相談活動

当センターでは、子どもに関する様々な悩みについて、電話・来所・メールによる相談を受け付けている。また、アウトリーチ型の訪問相談も受け付けている。

(1) 電話相談

昭和53年3月から悩みの電話相談を受け始め、昭和56年4月「青少年悩みの電話相談」として正式に開設した。昭和58年4月からは県が「すこやかテレホン」を開設したが、平成9年から県・市統合の「なやみ電話相談」事業となり現在に至っている。匿名で青少年や児童生徒、また、その保護者等が電話で相談するものである。

① 実施の方法

○相談時間 月・火・木・金曜日…10:00～19:00 水曜日…10:00～17:30
土曜日…13:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員・電話相談員

② 傾向および課題

年間の相談件数は、81件（昨年度 95件）で昨年度より14件減少した。その内、青少年や児童に関する相談件数も71件（昨年84件）と、13件減少している。電話相談では対応が難しく、相談者が了承される場合には来所・訪問相談につなげ対応を継続した。

月別受理件数

月別件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1	10	9	8	13	15	7	5	7	7	7	6	1	95
R2	3	4	10	11	5	7	10	7	8	4	5	7	81



○相談者別状況

「保護者」からの相談が62件（昨年度79件）で、相談者全体の約77%と最も多い、その内、母親からの相談が58件（約93%）を占めており、母親が、家庭・子育て、子どもの友人関係や不登校についての悩みを一人で抱え込んでいる状況が窺えた。その都度相談者の話に傾聴し、共に考え、相談者自身が解決の糸口をつかめられるよう務めた。

相談者別受理件数

相談者別	小学生		中学生		高校生		教師		保護者		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R1	0	0	0	0	1	1	1	0	4	75	0	13
R2	1	1	2	0	4	0	2	0	4	58	1	8



○相談対象者別状況

青少年や児童に関する相談の対象者別では、「小学生」が29件（昨年度33件）と最も多く、次いで「中学生」が25件（昨年27件）、「幼児」が10件（昨年13件）、「高校生」が7件（昨年11件）であった。不登校は6件であったが、その内訳は、「小学生」4件、「中学生」2件、原因について、いじめ等が絡んでいないか慎重に対応するよう心がけた。

相談対象者を男女別にみると、男子が45%、女子が54%だった。その内、青少年外の相談を除いた子どもに関する相談は、男子が35件、女子が36件であった。

相談対象者学識別件数

対象者 学識別	幼児		小学生		中学生		高校生		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R1	10	3	15	18	22	5	7	4	3	8
R2	2	8	17	12	10	15	6	1	2	8



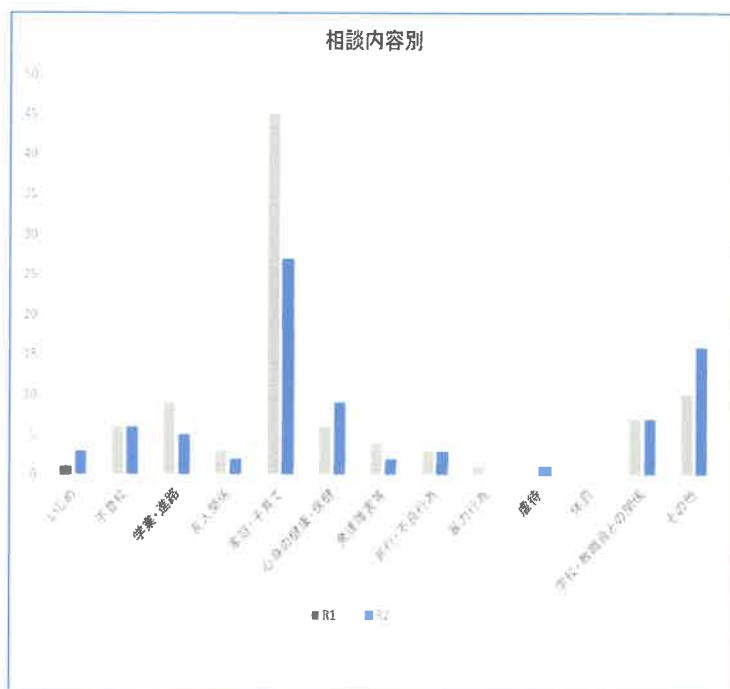
○内容別状況

青少年や児童に関する相談の内容別では、「家庭・子育て」の相談が27件と最も多く、次いで、「その他」が16件、「学業・進路」が5件であった。「家庭・子育て」の相談27件のうち14件が「スマートフォンやゲーム」に関することであった。また、6件が「不登校ではないが、学校への行き渋り」に関する相談であった。同様に、学業・進路に関する相談5件のうち3件、その他の相談16件のうち4件等、全16件あり、「学校への行き渋り」の内容を含んだ相談が増加傾向にある。問題解決の糸口を掴むために、傾聴を心がけ、より多くの情報を聞き取り、学校と情報を共有し連携を図った。

また、「いじめ」に関する相談は3件（昨年度1件）で、相談の程度や緊急性などを慎重に判断しながら相談にあたり、必要に応じた措置を講じた。

相談内容別件数

内容別	R1	R2
いじめ	1	3
不登校	6	6
学業・進路	9	5
友人関係	3	2
家庭・子育て	45	27
心身の健康・保健	6	9
発達障害等	4	2
非行・不良行為	3	3
暴力行為	1	0
虐待	0	1
体罰	0	0
学校・教職員との関係	7	7
その他	10	16



(2) 来所・訪問相談

来所相談は1回で終了するが多いが、状況に応じて継続して相談にあたる場合もある。ケースによっては、こども福祉課、阪神北少年サポートセンターなど関係機関と連携して進めている。

①実施の方法

○相談時間 月～金曜日・・・10:00～17:00

○相談担当者 少年愛護センター職員

②傾向および課題

年間の相談件数は、40件（昨年度 15件）で昨年度より25件増加した。その内、青少年や児童に関する相談件数も39件（昨年15件）と、24件増加している。保護者が対象となる子どもを伴って来所するケースがほとんどで、かつ、継続しての相談も増加している。

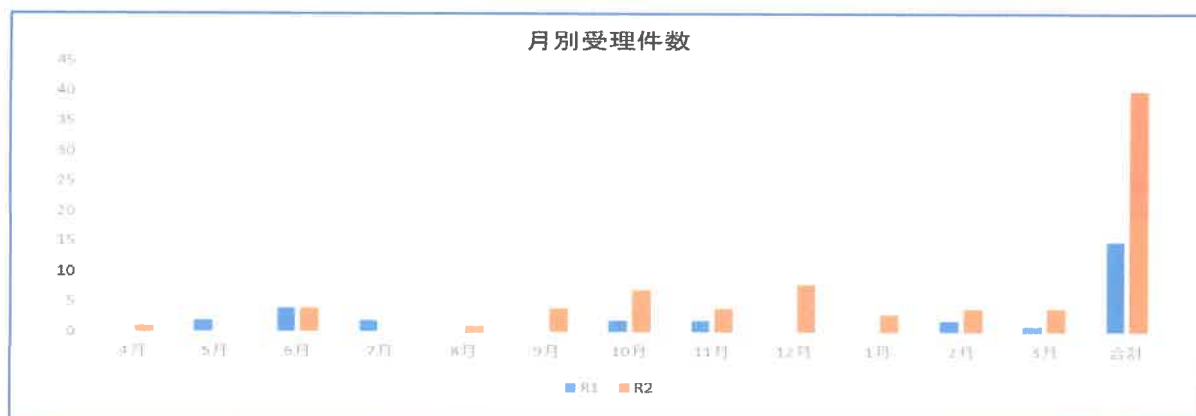
また、アウトリーチ型訪問相談は40件中9件であった。不登校等が原因でセンターへの登所が難しい場合や保護者の勤務状況に応じての対応としている。

○月別受理状況

12月に8件、10月に7件、6月、9月、11月、2月、3月に各4件、4月、8月に各1件を受理した。

月別受理件数

月別件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1	0	2	4	2	0	0	2	2	0	0	2	1	15
R2	1	0	4	0	1	4	7	4	8	3	4	4	40



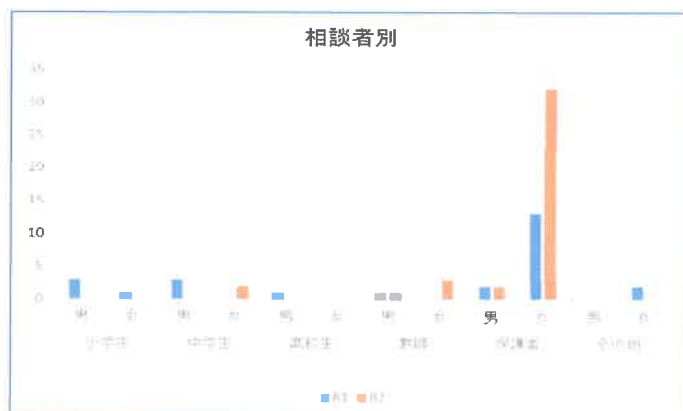
○相談者別状況

相談者別では、保護者が34人と最も多く、特に母親からの相談がほとんどであった。

相談者別受理件数

相談者別	小学生		中学生		高校生		教師		保護者		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R1	3	1	3	0	1	0	1	0	2	13	0	2
R2	0	0	0	2	0	0	1	3	2	32	0	0

*令和元年は相談に訪れた人数全員を計上しているため、相談対象者との人数の差が生じている

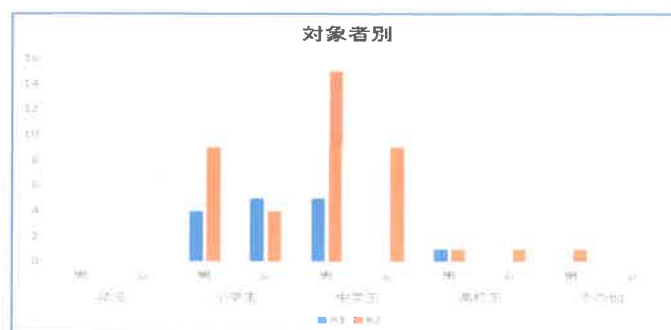


○相談対象者別状況

相談対象者は、「中学生」が24人と最も多く、次いで「小学生」が13人、「高校生」は2人であった。相談対象者の割合を男女別に見ると、男子が65%、女子が35%であった。

相談対象者学識別件数

対象者 学識別	幼児		小学生		中学生		高校生		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R1	0	0	4	5	5	0	1	0	0	0
R2	0	0	9	4	15	9	1	1	1	0

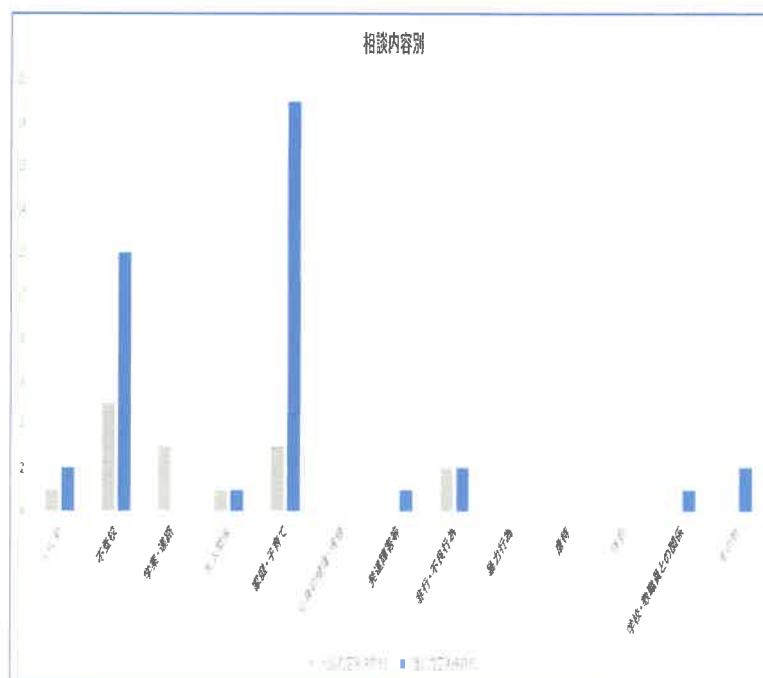


○内容別状況

相談内容については、家庭・子育ての相談が最も多く、19件（昨年度3件）であった。そのうち特に多かった相談内容は「スマートフォンやゲーム」に関するもので、7件であった。次いで不登校に関する相談が12件（昨年5件）で激増している。また、ゲーム等による生活習慣の乱れなどが不登校につながっている事例も多くなっている。電話相談同様、増加傾向にある「不登校ではないが、学校への行き渋り」の内容を含んだ相談受理件数は8件であった。カウンセリング的な働きかけを続けながら根気よく指導にあたり、必要に応じて継続的な相談につなげ、学校や関係機関と連携しながら子どもの生活習慣や問題行動、親子関係等の改善に努めた。

相談内容別件数

内容別	R1	R2
いじめ	1	2
不登校	5	12
学業・進路	3	0
友人関係	1	1
家庭・子育て	3	19
心身の健康・保健	0	0
発達障害等	0	1
非行・不良行為	2	2
暴力行為	0	0
虐待	0	0
体罰	0	0
学校・教職員との関係	0	1
その他	0	2



(3) メール相談

メールによる相談は、文字による受け答えとなるため、文章表現によって誤解を招くことがないよう、返信内容を慎重に考え丁寧な対応を心がけている。

令和元年度のメール相談の件数は6件であったが、令和2年度は10件と増加した。

月別受理件数

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	2	6
R2	0	2	1	1	2	2	0	0	0	1	1	0	10

相談者別受理件数

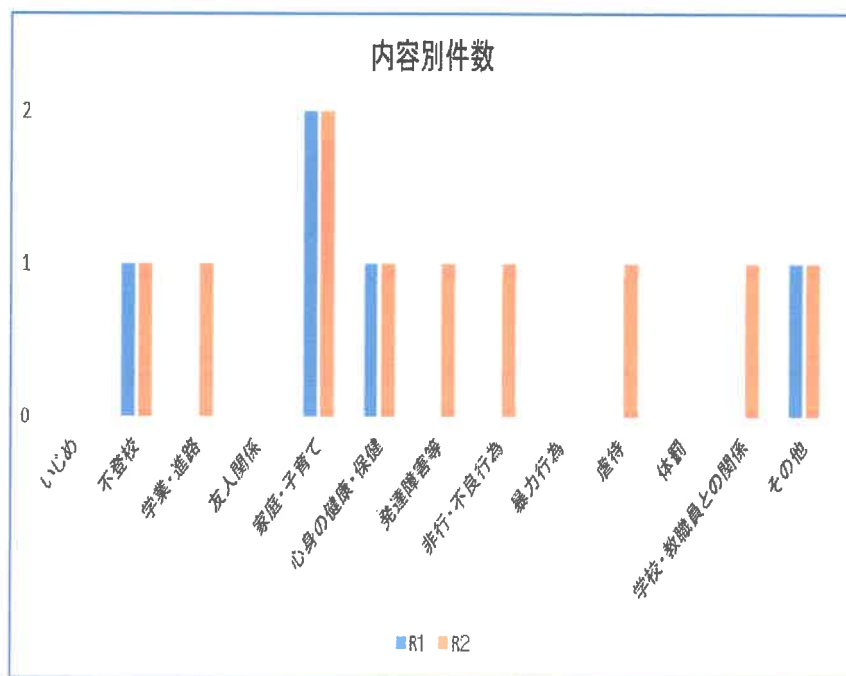
相談者別	小学生		中学生		高校生		教師		保護者		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	1

相談対象者学識別

対象者別	幼児		小学生		中学生		高校生		その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
R1	0	2	2	0	1	0	0	0	0	1
R2	0	3	1	1	3	0	0	0	1	1

内容別件数

内容別	R1	R2
いじめ	0	0
不登校	1	1
学業・進路	0	1
友人関係	0	0
家庭・子育て	3	2
心身の健康・保健	1	1
発達障害等	0	1
非行・不良行為	0	1
暴力行為	0	0
虐待	0	1
体罰	0	0
学校・教職員との関係	0	1
その他	1	1



相談活動全体を通して

相談カードやクリアファイルの配布で周知を図った。配布直後に相談受理件数は増える傾向にあることから、本センターが気軽に相談できる場所として認識されつつあるように感じる。また、問題解決のためには問題の本質に迫り、悩みや相談を傾聴し、共感できる相談員の資質も重要なポイントとなるので、相談員としての資質向上のための研修を行いたい。特に、不登校や学校への行き渋りの児童・生徒の相談が増加傾向にある現在、本センターは相談機関のひとつとして、保護者と子どもの悩みに寄り添いつつ、学校等と情報を有効的に共有し、協働して学校復帰への支援を積極的に行っていききたい。

5. 健全育成活動

(1) 学校補導連絡会

中学校PTA愛護部と少年補導委員、関係機関の連携を目的とし、中学校単位で、学校関係者・PTA愛護部・校区少年補導委員・保護司・主任児童委員・阪神北少年サポートセンター・少年愛護センター職員が参加し、市内の補導状況や校区の様子、環境浄化等について情報交換を行い、今後の愛護活動について協議する。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 愛護補導連絡会

小学校PTA愛護部、少年補導委員、関係機関の連携を目的とし「校区の子どもは校区の住民が守り育てる」という観点にたち、地域ぐるみの環境浄化や補導活動（愛の一声）を推進する。

年2回の開催を計画し、第1回は6月11日（木）に全体会を行い、第2回は各学校単位で9月中旬～12月初旬に、校区内の子どもたちの健全育成や交通ルール等をテーマに実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

<第1回>

- 1 日 時 令和元年6月11日（木）15:15～16:45
- 2 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

<第2回>

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(3) 地区懇談会等への参加

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○市内一斉パトロール

- 令和2年 7月 9日（木）…夏季全市一斉愛護パトロール
- 令和2年 12月 10日（木）…冬季全市一斉愛護パトロール

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

6. 環境浄化活動

(1) 有害環境の浄化

有害図書類の回収

令和2年度 有害図書類回収状況 (令和2年4月～令和3年3月)														
設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	有害 計	
裁 判 所 前	74	100	78	92	104	105	91	91	77	77	43	49	68	864
J R 北伊丹駅駐輪場	5	5	18	22	6	6	103	103	18	18	60	60	79	458
バラ公園バス停	7	7	0	0	0	0	0	0	1	1	8	9	21	176
荒牧バス停	9	9	97	97	180	216	22	22	1	1	14	29	2	536
北センター前	30	30	59	59	53	53	0	0	1	1	0	0	83	372
中野西公園	96	99	122	122	2	12	84	84	100	100	2	2	0	644
山田バス停	41	45	3	7	7	13	2	2	4	4	182	187	146	443
車塚公園内	26	26	77	77	433	433	23	23	17	17	44	44	10	876
阪急稲野駅	59	59	84	84	8	12	17	18	6	6	274	277	35	629
南センター前	78	78	11	11	36	36	12	12	8	8	83	83	21	489
阪急新伊丹駅	65	80	51	51	40	43	30	30	15	15	23	33	13	549
女性児童センター	27	27	56	56	38	38	42	42	3	3	3	5	0	171
阪急伊丹駅	3	51	24	56	62	68	17	18	19	19	46	49	5	735
いたみホール	11	28	82	98	2	2	30	30	27	27	180	187	1	627
西桑津バス停	33	33	34	34	306	306	13	13	4	4	3	7	0	430
J R 伊丹駅	18	18	7	13	22	22	50	50	19	19	8	8	13	226
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小	582	695	803	879	1299	1365	536	538	320	320	973	1029	497	7,692

※ 計の数の中には無害図書を含む

※ 女性児童センターのポストは9月末に撤去

※ 計の数の中には無害図書を含む

※ 女性児童センターのポストは9月末に撤去

令和2年度 有害図書類の回収状況

令和2年4月～令和3年2月

	有害図書類		DVD等		有害合計		無害図書類	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
4月	56	234	281	348	337	582	41	113
5月	212	214	561	589	773	803	43	76
6月	202	97	302	1,202	504	1,299	28	66
7月	85	137	221	399	306	536	26	2
8月	235	103	181	192	416	295	11	25
9月	111	181	294	792	405	973	38	56
10月	137	148	253	349	390	497	36	59
11月	79	228	268	403	347	631	44	39
12月	167	98	388	136	555	234	32	11
1月	139	490	323	595	462	1,085	18	15
2月	127	103	846	208	973	311	43	52
3月	94	73	878	373	972	446	40	27
合計	1,644	2,106	4,796	5,586	6,440	7,692	400	541

(2) 「青少年を守る店」運動の推進

① 「伊丹市青少年を守る店連絡協議会」主催の研修

ア 定期総会については、コロナ感染防止のため書面開催となった。

イ 青少年健全育成研修会については、コロナ感染防止のため中止となった。

② 「青少年を守る店」協力店の拡大運動

市内の量販店及び店舗に青少年健全育成の協力を要請し、運動に協賛する店には店頭に「愛の一言」ステッカーを貼付していただき、環境浄化の協力をお願いした。

なお、子どもたちが避難してきた時の対応の参考にしていただくため、新たに状況聞き取り用シートを作成し配付した。

協力店舗数は次項の表のとおりである。今後とも関係者の理解と協力を得ながら、青少年の健全育成と非行防止のために協力店の拡大に努めたいと考えている。

「青少年を守る店」運動協力店店舗数一覧表

(令和2年度調査)

NO.	ブロック名	平成28年度 加入店舗数	平成29年度 加入店舗数	平成30年度 加入店舗数	令和元年度 加入店舗数	令和2年度 加入店舗数
1	伊丹	45	46	41	37	41
2	稲野	30	32	30	29	28
3	南	18	18	16	16	16
4	神津	15	15	13	12	12
5	緑丘	30	26	26	26	24
6	桜台	21	20	16	15	16
7	天神川	38	40	39	39	38
8	笹原	38	37	36	35	32
9	瑞穂	22	22	20	17	18
10	有岡	40	40	38	37	36
11	花里	35	35	34	32	30
12	昆陽里	49	49	51	51	50
13	摂陽	26	23	23	21	21
14	鈴原	18	18	17	15	14
15	萩野	38	36	32	32	29
16	池尻	16	15	15	15	14
17	鴻池	17	18	18	18	17
	合計	496	490	465	447	436
	年度	H28.12月現在	H29.12月現在	H30.12月現在	R1.12月現在	R2.12月現在
	新加入店	18	8	6	8	8

「青少年を守る店」運動実施内容

- ★「青少年を守る店」協力店のステッカーの貼付
- ★「青少年を守る店」運動協力店届けの提出
- ★非行化の原因になると思われる商品販売の自粛
- ★店舗内がグループの溜まり場にならないよう配慮
- ★店舗内が非行の誘因にならないよう改善
- ★子どもが危険を感じ避難してきた際の一時保護および関係機関等への連絡

(3) 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適切な運用を図り、青少年の健全育成に資する事を目的に環境実態調査を行った。

ア. 実施期間 令和2年10月7日～令和2年12月24日

イ. 実施場所 市内全域

ウ. 調査対象	・図書類販売店	75 店
	・カラオケハウス	3 店
	・玩具類等取扱店	5 店
	・ビデオレンタル店	3 店
	・インターネットカフェ、まんが喫茶	5 店
	・携帯電話事業者等	26 店

7. 研修活動

少年補導委員等の資質向上に努めるとともに、青少年健全育成についての意識高揚を図った。

(1) 市・少年補導委員研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月14日(木)	伊丹市少年補導委員就任研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	伊丹市立総合教育センター	
12月7日(月)	伊丹市少年補導委員研修兼県補連会長感謝等表彰伝達	「少年補導委員の活動について」 伊丹市立少年愛護センター 所長 秋山 宏之	伊丹市立総合教育センター	54名
1月20日(水)	伊丹市少年補導委員人権全体研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	伊丹市立総合教育センター	

(2) 市・健全育成研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
5月29日(金)	伊丹市少年育成協会全体研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	伊丹市立労働福祉会館 (スワンホール)	
6月23日(火)	伊丹市青少年を守る店連絡協議会研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	伊丹市立総合教育センター	
11月13日(金)	伊丹市青少年健全育成研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	伊丹市立総合教育センター	

(3) 市・他府県視察研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
6月	伊丹市少年補導委員正副理事管外研修	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
10月	伊丹市少年補導委員管外研修	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

(4) 隣接市・阪神地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月10日(金)	阪神地区青少年補導委員連絡協議会 川西大会・研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	川西市	

(5) 県・近畿地区研修

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
7月22日(水)	兵庫県青少年補導センター所長一日研修会	研修会は中止し、臨時理事会(所長会)を開催した。	神戸市	1名
10月23日(金)	兵庫県青少年補導委員大会・研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	西宮市	
10月30日(金)	近畿地区青少年補導センター連絡協議会総会研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	和歌山県	
11月	兵庫県青少年補導センター所長・会長一日研修会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
2月12日(金)	青少年補導センター所長研修会(県青少年課)	「課題を抱える青少年への支援」 兵庫県立山の学校 校長 木山 正規 氏	神戸市	1名

(6) その他

開催日	研修名	内 容	会 場	参加者数
4月13日(月)	なやみ相談対応研修	「傾聴力を身につける」 伊丹市立少年愛護センター 所長 秋山 宏之	少年愛護センター	6名

8. 阪神北少年サポートセンターの活動

阪神北少年サポートセンターは、兵庫県警察本部少年課長が管理する県下 12 カ所の少年サポートセンターのうちの 1 つで、平成 11 年 4 月 1 日に開設されました。勤務員は警察官 1 名と、少年の心理に専門的知識を有する少年補導職員 2 名の計 3 名で、伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡猪名川町の 3 市 1 町を担当区域として活動しています。主な活動内容は、少年犯罪を未然に防止するための街頭補導活動、少年相談や継続補導による非行少年等の立ち直り支援活動、学校等関係機関との連携による非行防止活動、少年を取り巻く有害環境の浄化活動などです。

以下、令和元 2 年の活動を紹介します。

(1) 街頭補導

- ・管内の主要駅周辺、大型量販店、ゲームセンター、カラオケボックス等少年の溜まり場になりやすい場所を巡回し、喫煙、飲酒、怠学等の不良行為をしている少年の補導、規範意識向上のための指導声かけを実施した。(193 名補導)
- ・地域の少年非行の実態把握と少年の規範意識の向上等を目的として、各市の青少年補導委員等警察ボランティア、学校、関係機関と合同で特別補導を実施した。(12 回 延べ 297 名参加 32 名補導)

(2) 少年相談

- ・非行問題、学校問題、交友問題等少年の悩み困りごと相談を受け、必要な助言を行った。(33 件受理)

(3) 継続補導と被害少年のカウンセリング

- ・非行防止上問題のある少年や、犯罪被害に遭った少年等に対し、家庭や学校等と連携して継続的な指導助言を行った。(17 人、80 回)

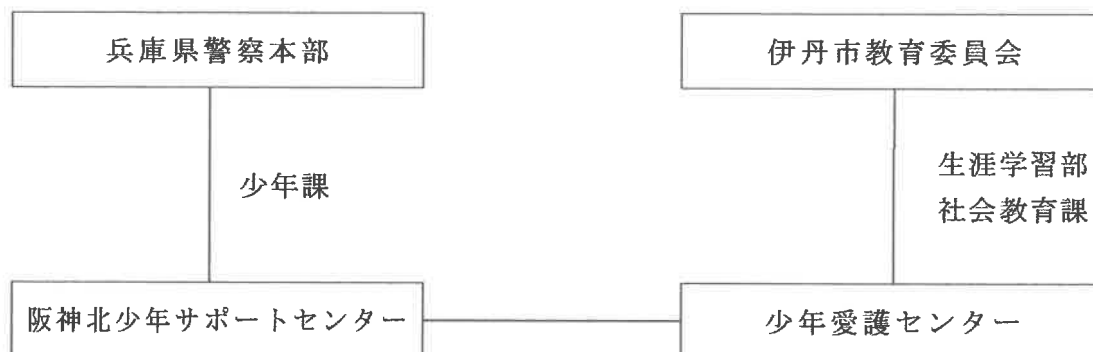
(4) 有害環境の浄化活動

- ・少年愛護センターと連携し、有害な広告物、図書、営業店等の発見に努めたり、酒、煙草販売店に未成年の飲酒、喫煙防止のための指導や協力依頼を行った。
- ・少年愛護センターと連携し、カラオケボックスやゲームセンター等少年の溜まり場への立ち寄り、実態把握と業者への指導を行った。
- ・携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及・促進について協力を行った。

(5) 情報発信活動

- ・少年の健全育成を図るため、「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」を行うなど各種情報発信活動を行った。(32 回)
- ・学校、関係機関等の会合において、警察の非行防止活動や少年非行の現状を伝え連携の強化と警察への理解と協力を求めた。(58 回)

少年愛護センターと阪神北少年サポートセンターの連携



主に阪神北少年サポートセンターが参加した少年愛護センター事業

- ① 広報・啓発活動
 - ・「センター通信」
 - ・「愛護活動概要」の発行
- ② 補導活動
 - ・特別補導（夏季・冬季一斉補導等）
 - ・広域補導（隣接市との補導、情報交換）
- ③ 健全育成活動
 - ・学校補導連絡会
- ④ 研修活動
 - ・青少年健全育成研修会
 - ・少年補導委員全体研修会
 - ・青少年を守る店連絡協議会量販店部会研修会

V 少年補導委員手記

「コロナに負けない子どもたち」

花里ブロック 兼松光子

コロナ禍の中にも、綺麗な花と共に春が巡ってきました。
令和2年度は、コロナ、コロナと騒がしい年でしたが、多くの事を学びました。
「ソーシャルディスタンス」「ロックダウン」「クラスター」「オンライン」といったカタカナや、3密（密閉・密集・密接）など、今まで耳にしたことがない印象に残る言葉も登場しました。

自分を守るための感染防止対策が、他の人の命を守ることに繋がります。

マスクの着用、手洗い、消毒を習慣化し、3密を避けることなどを守ることが大切です。

また、感染防止対策を持続するには、我慢と努力が必要ということを学びました。

そして、献身的に治療にあたる方々への感謝の気持ちも忘れてはいけません。

私たち少年補導委員は、令和2年度は感染防止対策をしてパトロールを行いました。

コロナに出会い普通の生活ができることに感謝です。

パトロール開始当初は、怪訝な表情をしていた子どもたちも少しずつ私たちの顔を覚えてくれ信頼関係が芽生えていき、子どもたちは、安心して私たちからの言葉かけに応じてくれるようになりました。

「気を付けて遊ぼうね。」「暗くならないうちに帰ろうね。」と声をかけると素直に「わかった。」と返事が返ってきます。

また、パトロール中に子どもたちの遊びの変化に気付いたことがあります。
以前は公園で、頭を付き合わせて何をしてるのか近づくと、ゲームで遊んでいる子どもを多く見かけましたが、最近では「かくれんぼ」「鬼ごっこ」「ままごと遊び」「砂遊び」「遊具遊び」など友だちと一緒に体を動かしての遊びをしています。

コロナに負けないで元気いっぱい遊ぶ子どもたちから、私たちも元気をもらって少年補導委員の活動を進めています。

卒業式を終えた子どもたちに公園で出会い、「卒業おめでとう」と声をかけると、一斉に「卒業歌」の合唱のプレゼントをしてくれました。

今年度最後の感動パトロールになりました。

子どもたちが、期待に胸を膨らませて次のステップに進んでいくことを願っています。



VI 参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例

公布 昭和49. 9. 27 条例39

改正 昭和51. 2. 28 条例1

昭和61. 3. 13 条例1

平成9. 12. 24 条例43

(設 置)

第1条 少年愛護の総合計画の樹立と実践活動を推進し、少年の非行および不良化を防止するとともに、その健全な育成を図ることを目的として伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。

(位 置)

第2条 愛護センターの位置は、伊丹市千僧1丁目1番地とする。

(事 業)

第3条 愛護センターは、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年愛護事業の総合計画に関すること。
- (2) 少年の補導および相談に関すること。
- (3) 少年愛護に関する調査研究および啓発宣伝に関すること。
- (4) 関係機関および団体との連絡協調に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業。

(愛護センター運営協議会)

第4条 愛護センターに、伊丹市立少年愛護センター運営協議会を置く。

(職 員)

第5条 愛護センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委 任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、教育委員会が別に定める日から施行する。（昭和49年11月19日教委規則第17号で、昭和49年11月20日から施行）

付 則（昭和51. 2. 28 条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61. 3. 13 条例1）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成9. 12. 24 別条例43）

この条例は、平成9年12月25日から施行する。

伊丹市立少年愛護センター条例施行規則

公布 昭和 49. 11. 19 教委規則 16

改正 平成 4. 11. 30 教委規則 14

平成 11. 5. 31 教委規則 7

(趣 旨)

第1条 この規則は、伊丹市立少年愛護センター条例（昭和 49 年伊丹市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(愛護センター運営協議会)

第2条 伊丹市立少年愛護センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図るものとする。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 15 人以内を教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係行政機関の委員および職員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学校教育関係者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長および副会長)

第3条 協議会に会長および副会長 1 人をおく。

2 会長は教育長がこれにあたるものとし、副会長は委員の中から選出する。

3 会長は協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(招 集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(少年補導委員)

第5条 少年の非行防止を図るため、愛護センターに伊丹市少年補導委員をおく。

(細 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に教育長が定める。

付 則

1 この規則は、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。

2 伊丹市少年愛護センター規則（昭和 42 年伊丹市教育委員会規則第 99 号）は、廃止する。

3 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 年 12 月 10 日に委嘱または任命された委員の任期は、同日から平成 5 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 4. 11. 30 規則 14）

この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11. 5. 31 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

伊丹市少年補導委員要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、青少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定 数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市立少年愛護センター運営協議会の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護司会
- (2) 民生委員児童委員連合会
- (3) 伊丹市自治会連合会から推薦された者
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

(任 期)

第4条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服 務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、少年補導委員記章（様式2）を着用しなければならない。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和 元年5月1日から施行する。

様式1

		No.	
下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。			
写 真	氏 名	(才)	
		年	月 日生
	住 所	伊丹市	
	所 属	伊丹市立少年愛護センター	
	発 行	令和 年 月 日	
	有効期限	令和 年 月 日	
		伊丹市教育委員会	

様式2



「見逃さないで子どものサイン」

青少年の万引き・自転車盗・喫煙・深夜徘徊を伊丹からなくそう

初発型非行少年の現状

(伊丹警察署調べ)

	万引き	自転車盗	単車盗	占有離脱物横領	喫煙	深夜徘徊
平成 28 年	27	7	2	6	551	738
平成 29 年	34	6	3	6	563	865
平成 30 年	22	4	4	6	392	668
前年からの増減	-12	-2	+1	±0	-171	-197

※占有離脱物横領＝他人の置き忘れた物や落とし物を勝手に使うこと。

深夜徘徊＝18歳未満の少年が、正当な理由なく午後11時～午前5時の間に徘徊すること。

青少年の深夜徘徊が依然と続いています。子どもを夜、街で見かけたら「早く家に帰ろう」の声かけをしよう。

家庭では…

- 善悪のけじめをはっきり教えよう。
- 子どもの生活に目を向けよう。
- 家族のふれあいを大切にしよう。
- 日常の会話を大切にしよう。
- スマホ・ケータイは保護者の管理下で使わせよう。



地域では…

- まず大人が規範を示そう。
- 子どもに「愛の一声」をかけよう。
- 地域ぐるみで有害環境を浄化しよう。
- 「非行少年を生まない社会づくり」を心がけよう。
- 子どもに様々な体験の場を提供しよう。

学校では…

- 社会のきまりやルールを身につけさせよう。
- 人のいたみや喜びを感じあえる心を育てよう。
- 子どもを温かく見守ろう。

店舗では…

- 商品陳列の改善
- 防犯体制の充実
- 声かけ運動の励行
- 店内放送の実施

児童・生徒は…

- 自分の行いに責任を持とう。
- 万引きは犯罪です。
- 命や物を大切にしよう。
- 生きていることに感謝の気持ちを持とう。



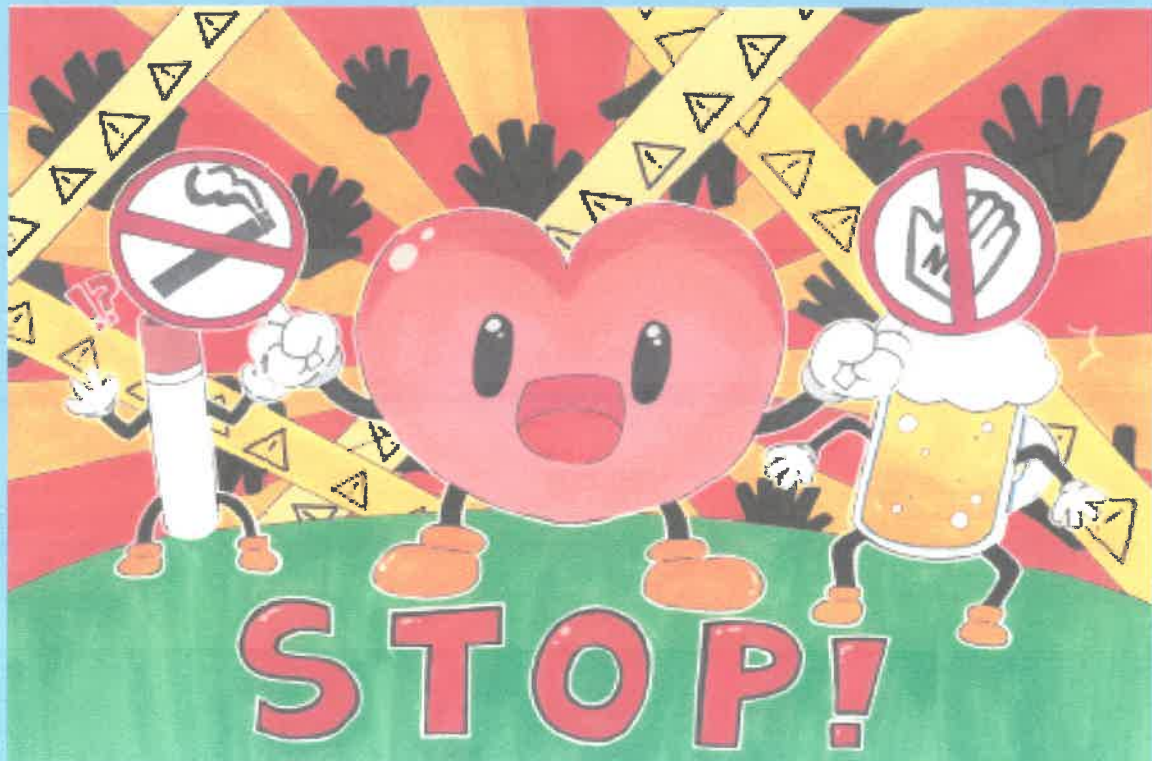
「スマホ・ケータイやインターネット等」のトラブルから、子どもたちを守りましょう。



伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会・伊丹市保護司会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「環境浄化・非行防止」ポスター

みんなであつもう 非行の芽



**みんなで守ろう青少年に健全な環境
万引きなど非行防止に地域でとりくもう。**

伊丹市青少年を守る店連絡協議会 伊丹市少年育成協会 伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会 伊丹市保護司会 伊丹市立少年愛護センター

子どもと保護者のなやみの相談



お気軽に
相談を！



770-8742

〈電話相談〉月・火・木・金曜/10:00～19:00

水曜/10:00～17:30 土曜/13:00～17:00

〈来所相談〉平日/10:00～17:00

伊丹市立少年愛護センター



「なやみの相談」手渡しカード

ともだちや家族のこと、いじめや学校のことなど、
なやみごと、なんでもそうだんしてね。



ひとりで
なやまないで!

しつけや子育て、不登校、
問題行動等、子どもに関する
様々な相談に応じます。



伊丹市
マスコット
たみまる

いたみしりつしょうねんあいご
伊丹市立少年愛護センター

子どもと保護者の
なやみの相談



072-770-8742

電話相談	平日	10:00~19:00
	水曜のみ	10:00~17:30
	土曜	13:00~17:00
来所相談	平日	10:00~17:00

「青少年を守る店」協力店ステッカー



家庭のしつけ10ポイント

(伊丹市立少年愛護センター)

1. 一方通行の会話になっていませんか。
(親の立場で聞き、子の立場になって話しましょう。)
2. 励ましと温かさをもって話しかけていますか。
(ほめることによって、子どもにやる気を起こさせましょう。)
3. 叱るべきときに、きちんと叱ることができますか。
(真剣に身体ごとぶつかって聞かせましょう。)
4. 子どもの身のまわりや行動に注意をしていますか。
(子どもの行動に親は責任をもちましょう。)
5. 何ごととも母親まかせにしていますか。
(責任は二人にあります。父親も子育てに加わりましょう。)
6. 善悪のけじめをつけますか。
(約束を守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。)
7. ものわりのよすぎる親になっていませんか。
(つらさにも耐えるたくましい子に育てましょう。)
8. 日常のあいさつができますか。
(あいさつはしつけの第一歩です。
「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」を大切にしましょう。)
9. いろいろな生活体験を身につけさせていますか。
(自分のことは自分でする、さらに家事手伝いなどを通じて育つ力をつけましょう。)
10. 生活のリズムがくずれてはいませんか。
(目標をもたせ、計画的な責任ある行動を取らせましょう。)

育つ子と育てる心のふれあいを

伊丹市青少年を守る店連絡協議会
青少年健全育成シンポジウムより

伊丹市立少年愛護センター

〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地

(伊丹市立総合教育センター3F)

TEL (072) 780-3540

FAX (072) 770-9471

なやみの電話相談

(072) 770-8742

● 秘密厳守

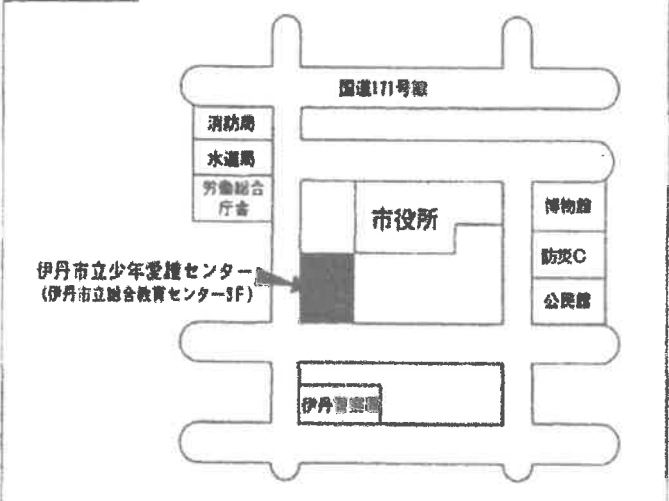
◆平日 10:00~19:00 (水曜を除く)

◆水曜 10:00~17:30

◆土曜 13:00~17:00

◆日曜・祝日 留守番電話で対応

案内図





itami